

議案第 31 号

伊賀市男女共同参画推進条例等の一部改正について

伊賀市男女共同参画推進条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市男女共同参画推進条例等の一部を改正する条例

(伊賀市男女共同参画推進条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市男女共同参画推進条例（平成 16 年伊賀市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「人権政策・男女共同参画課」を「人権政策課」に改める。

(伊賀市人権政策審議会条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市人権政策審議会条例（平成16年伊賀市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「人権政策・男女共同参画課」を「人権政策課」に改める。

(伊賀市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市いじめ問題調査委員会条例（平成28年伊賀市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「人権政策・男女共同参画課」を「人権政策課」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。